

家庭ご担当先生

第一学習社編集部

令和6年度用 高等学校教科書
「高等学校 家庭基礎」(家基710)
資料更新・記述変更のお知らせ

平素より弊社発行教科書には格別のご愛顧を賜り、深く感謝いたしております。

現在ご使用いただいている弊社発行の「高等学校 家庭基礎」(家基710)教科書につきまして、以下の資料更新、および客観的な事情の変更等に伴う記述の変更がございます。

これらは、文部科学省に申請し、承認を得ました。令和7年度版で更新・変更いたしますので、ご案内申し上げます。必要に応じて、生徒さんへの周知もお願い申し上げます。

■資料更新および客観的な事情の変更等に伴う記述の変更

ページ	更新箇所	原文	更新後
10	図1	(厚生労働省「2022年度 労働統計要覧」)	(厚生労働省「2023年度 労働統計要覧」)
11	コラム	(一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会「第10回 高校生と保護者の連絡に関する意識調査」2021年)	(一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会「第11回 高校生と保護者の連絡に関する意識調査」2023年)
13	コラム	(世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」)	(世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2024」)
18	22~23行	2016年には3.4%となり、そのうち妻が外国人で夫が日本人のカップルが70%を占めている。	2023年には3.9%となり、そのうち妻が外国人で夫が日本人のカップルが64%を占めている。
18	図5	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)
18	図6	(国立社会保障・人口問題研究所「2022年版人口統計資料集」,「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」)	(国立社会保障・人口問題研究所「2022年版人口統計資料集」,「日本の世帯数の将来推計(2024年推計)」)
19	図8	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)
19	側注3	日本の人口置換水準は2.07(2021年の人口推計にもとづく)	日本の人口置換水準は2.07(2022年の人口推計にもとづく)
21	9行	離婚件数は年間17万組を超えており,	離婚件数は年間18万組を超えており,
21	図4	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)
21	図5	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)

22	表 1	親権 <u>死別または離婚した場合には一方が行使する。</u>	親権 <u>離婚した場合には双方または一方を親権者と定める。</u>
23	コラム	1988 <u>特別養子制度の創設</u> 2013 <u>非嫡出子の相続分差別の撤廃</u>	削除 2013 <u>嫡出でない子の相続分差別の撤廃</u> 2024 <u>嫡出推定制度の見直し</u> <u>女性の再婚禁止期間の撤回</u> 未施行 <u>離婚後の共同親権制度の導入</u>
24	5 行	離婚した場合は、親権は夫婦の <u>どちらか一方が持つことになる。</u>	離婚した場合は、親権は夫婦の <u>双方または一方が持つことになる。</u>
24	図 4	第 818 条〔親権者〕 1 <u>成年に達しない子は、父母の親権に服する。</u> 2 <u>子が養子であるときは、養親の親権に服する。</u> 3 <u>親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。</u> 第 819 条〔離婚または認知の場合の親権者〕 1 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その <u>一方を親権者と定めなければならない。</u> 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の <u>一方を親権者と定める。</u> (下略)	第 818 条〔親権〕 1 <u>親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。</u> 2 父母の婚姻中は <u>その双方を親権者とする。</u> (下略) 第 819 条〔離婚または認知の場合の親権者〕 1 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その <u>双方または一方を親権者と定める。</u> 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の <u>双方または一方を親権者と定める。</u> (下略)
29	側注 4	2019 年度の人工妊娠中絶総数は約 <u>15 万 6 千件</u> で、そのうち 10 代は <u>1 万 2,678 件</u> である。	2023 年度の人工妊娠中絶総数は約 <u>12 万 7 千件</u> で、そのうち 10 代は <u>1 万 53 件</u> である。
41	側注 2	予防接種法で、保護者に接種の努力義務が課せられているのは、 <u>4 種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)・はしか・風疹・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症・水痘(水ぼうそう)・ロタウイルス感染症</u> などである。	予防接種法で、保護者に接種の努力義務が課せられているのは、 <u>5 種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib 感染症)・はしか・風疹・日本脳炎・結核・肺炎球菌感染症・水痘(水ぼうそう)・ロタウイルス感染症</u> などである。
41	図 3	(厚生労働省「 <u>2022 年 人口動態統計</u> 」)	(厚生労働省「 <u>2023 年 人口動態統計</u> 」)
46	図 1	(こども家庭庁「 <u>保育所等関連状況取りまとめ(2023 年 4 月 1 日)</u> 」ほか)	(こども家庭庁「 <u>保育所等関連状況取りまとめ(2024 年 4 月 1 日)</u> 」ほか)

48	図 2	児童虐待の年次件数推移 (厚生労働省「2021年度 福祉行政報告例」ほか)	児童虐待相談対応件数の年次件数推移 (厚生労働省「2022年度 福祉行政報告例」ほか)
49	コラム	厚生労働省は毎年 11 月を児童虐待防止推進月間に定めている。	こども家庭庁は毎年 11 月にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施している。
49	コラム	所得により資格制限がある。2010～11年度は児童手当に積み増しをした子ども手当が支給された(所得制限なし)。	2010～11年度は児童手当に積み増しをした子ども手当が支給された(所得制限なし)。2024年に所得制限が撤廃された。
49	26～27行	子どもの貧困対策法で定めている。	こどもの貧困解消法で定めている。
49	側注 5	⑤子どもの貧困対策法(子どもの貧困対策の推進に関する法律) 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもがすこやかに育成される環境を整備し、教育の機会均等などをはかるために、国や地方公共団体の責任や施策を定めた。	⑤こどもの貧困解消法(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律) 貧困によってこどもが適切な教育や医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないことなどがないようにするため、国などの責務を明らかにし、貧困解消に向けた対策の基本となる事項を定めた。
50	図 2	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)
54	10行	今後、団塊の世代が後期高齢者と呼ばれる75歳以上になると、	今後、団塊の世代が後期高齢者と呼ばれる75歳以上になったことで、
54	17行	みなさんが60代になる2065年ごろには	みなさんが60代になる2070年ごろには
54	図 3	2015年を100としたときの2045年の～ (国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」)	2020年を100としたときの2050年の～ (国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」)
55	図 4	(厚生労働省「2022年 簡易生命表」) ※2021年・22年の平均寿命が前年より短くなったのは、新型コロナウイルス感染症などの影響が考えられる。	(厚生労働省「2023年 簡易生命表」) ※削除
58	図 1	(厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」ほか)	(厚生労働省「2023年 国民生活基礎調査」ほか)
59	図 6	(2023年版「高齢社会白書」内閣府)	(2024年版「高齢社会白書」内閣府)
60	図 2	年齢別1人あたり平均所得額 (厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」)	世帯主の年齢階級別にみた世帯人員1人あたり平均所得金額 (厚生労働省「2023年 国民生活基礎調査」)
60	図 3	(厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」)	(厚生労働省「2023年 国民生活基礎調査」)

61	図 6	(厚生労働省「 <u>2021</u> 年度 介護保険事業状況報告」)	(厚生労働省「 <u>2022</u> 年度 介護保険事業状況報告」)
62	3行	要介護者と同居の人が <u>50%以上</u> を占め、	要介護者と同居の人が約 <u>50%</u> を占め、
63	7～9行	介護をしながら働いている人は <u>346万3千人</u> 、介護や看護を理由に仕事を辞める人は年間 <u>9万9千人</u> で、うち女性が8割を占めている(2017年「就業構造基本調査」)。	介護をしながら働いている人は <u>364万6千人</u> 、介護や看護を理由に仕事を辞める人は年間 <u>10万6千人</u> で、うち女性が8割を占めている(2022年「就業構造基本調査」)。
70	図 2	(2020年)	(2021年、ニュージーランドのみ 2020年)
74	②上図	(内閣府「 <u>2023</u> 年版 高齢社会白書」)	(内閣府「 <u>2024</u> 年版 高齢社会白書」)
74	②下図	(総務省「 <u>2022</u> 年 人口推計」)	(総務省「 <u>2023</u> 年 人口推計」)
75	左段中	(厚生労働省「 <u>2022</u> 年 人口動態統計」) 29組に1組(2022年)	(厚生労働省「 <u>2023</u> 年 人口動態統計」) 26組に1組(2023年)
75	左段下	(法務省「 <u>2022</u> 年末現在における在留外国人数について」)	(法務省「 <u>2023</u> 年末現在における在留外国人数について」)
84	図 1	(日本缶詰びん詰レトルト食品協会資料) <u>2022</u> 年	(日本缶詰びん詰レトルト食品協会資料) <u>2023</u> 年
84	図 2	(食の安全・安心財団資料) <u>2021</u> 年	(食の安全・安心財団資料) <u>2022</u> 年
84	図 3	(農林水産省「 <u>2021</u> 年度 食料需給表」)	(農林水産省「 <u>2022</u> 年度 食料需給表」)
84	図 4	(農林水産省「 <u>2021</u> 年度 食料需給表 ほか)	(農林水産省「 <u>2022</u> 年度 食料需給表 ほか)
84	インフォメーション	日本人の食事摂取基準 <u>2020</u> 年版では、	日本人の食事摂取基準 <u>2025</u> 年版では、
85	コラム	<u>2019</u> 年現在全国に約 <u>3,700</u> か所あり、設置が増加している。	<u>2023</u> 年現在全国に約 <u>9,000</u> か所あり、設置が増加している。
86	図 1	(農林水産省「 <u>2020</u> 年度 食料需給表」)	(農林水産省「 <u>2022</u> 年度 食料需給表」)
87	17行	世界では、 <u>9</u> 人に1人以上に十分な食料がない状態である	世界では、 <u>11</u> 人に1人以上に十分な食料がない状態である
98	図 3	(厚生労働省「 <u>2020</u> 年版 日本人の食事摂取基準」)	(厚生労働省「 <u>2025</u> 年版 日本人の食事摂取基準」)
99	図 4	(厚生労働省「 <u>2020</u> 年版 日本人の食事摂取基準」)	(厚生労働省「 <u>2025</u> 年版 日本人の食事摂取基準」)
107	図 5	*くるみの表示義務については、 <u>2025</u> 年3月31日まで経過措置期間が設けられている。	※削除
108	インフォメーション	豚 <u>コレラ</u>	豚 <u>熱</u>

109	図 3	(厚生労働省「2022年 食中毒発生状況」)	(厚生労働省「2023年 食中毒発生状況」)
109	図 4	(厚生労働省「2022年 食中毒発生状況」)	(厚生労働省「2023年 食中毒発生状況」)
110	図 2	身体活動レベルⅡ	身体活動レベル「ふつう」 ※表中の数値を厚生労働省「2025年版 日本人の食事摂取基準」に更新
111	図 1	(厚生労働省「2020年版 日本人の食事摂取基準」)	(厚生労働省「2025年版 日本人の食事摂取基準」)
119	図 4	塩の <u>6</u> 倍 塩の <u>8</u> 倍 砂糖の <u>3</u> 倍	塩の約 <u>6</u> 倍 塩の約 <u>8</u> 倍 砂糖の約 <u>3</u> 倍
171	図 5	(消防庁「2022年版 消防白書」)	(消防庁「2023年版 消防白書」)
171	図 7	(警察庁「2022年の刑法犯に関する統計資料」)	(警察庁「2023年の刑法犯に関する統計資料」)
171	図 8	(厚生労働省「2022年 人口動態統計」)	(厚生労働省「2023年 人口動態統計」)
174	図 1	(総務省「2018年 住宅・土地統計調査」)	(総務省「2023年 住宅・土地統計調査」)
174	10~12行	現在、全住宅数 <u>6,241</u> 万戸は総世帯に対して16%多く、数としては十分になっている。空き家が2018年時点で <u>849</u> 万戸(空き家率 <u>13.6%</u>)もあり、大きな問題となっている	現在、全住宅数 <u>6,505</u> 万戸は総世帯に対して16%多く、数としては十分になっている。空き家が2023年時点で <u>900</u> 万戸(空き家率 <u>13.8%</u>)もあり、大きな問題となっている
178	表 2	(生命保険文化センター「君とみらいとライフプラン 2022年度版」)	(生命保険文化センター「君とみらいとライフプラン 2024年度版」)
179	表 4	(株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査 2022」)	(株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査 2023」)
179	図 6	(総務省「2022年 家計調査」)	(総務省「2023年 家計調査」)
181	図 4	(総務省「2022年 家計調査」)	(総務省「2023年 家計調査」)
192	図 3	(国民生活センター「2022年度 全国の消費生活相談の状況-PIO-NETより-」)	(国民生活センター「2023年度 全国の消費生活相談の状況-PIO-NETより-」)
204	中段	育児・介護休業法 子の看護休暇	子の看護等休暇
204	右段	子どもの貧困対策法	こどもの貧困解消法
204	右段	バリアフリー法 ～の重要性にかんがみ, ～その他の措置を講ずることにより～	～の重要性に鑑み, ～移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置 その他の措置を講ずることにより～
206	さくいん	子どもの貧困対策法	こどもの貧困解消法